

令和3年第1回九戸村議会定例会

令和3年3月12日（金）

午前10時 開議

◎議事日程（第4号）

- 日程第1 議会広報常任委員会の委員の選任について
- 日程第2 議案第10号 第3次九戸村総合発展計画の策定に関し議決を求めること
について
- 日程第3 議案第27号 令和3年度九戸村一般会計予算
- 日程第4 議案第28号 令和3年度九戸村国民健康保険特別会計予算
- 日程第5 議案第29号 令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第30号 令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第7 議案第31号 令和3年度九戸村下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第32号 令和3年度九戸村索道事業特別会計予算
- 日程第9 議案第33号 令和3年度戸田財産区特別会計予算
- 日程第10 議案第34号 令和3年度伊保内財産区特別会計予算
- 日程第11 議案第35号 令和3年度江刺家財産区特別会計予算
- 日程第12 議案第36号 令和3年度九戸村水道事業会計予算
- 日程第13 発議第2号 九戸村議会基本条例
- 日程第14 発議第3号 九戸村議会会議規則の一部を改正する規則
- 日程第15 議会改革等に関する調査特別委員会報告書について
- 日程第16 総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第18 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について
- 日程第20 議会閉会中における議員派遣の件について

◎出席議員（12人）

1番	古 舘	巖 君	7番	保大木	信 子 君
2番	川 戸	茂 男 君	8番	岩 渕	智 幸 君
3番	坂 本	豊 彦 君	9番	渡	保 男 君
4番	大 崎	優 一 君	10番	山 下	勝 君
5番	中 村	國 夫 君	11番	桂 川	俊 明 君
6番	久 保	えみ子 君	12番	櫻 庭	豊太郎 君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

村	長	晴 山 裕 康 君
副 村	長	伊 藤 仁 君
教 育	長	岩 渕 信 義 君
総務企画課長		坂野上 克 彦 君
税務会計課長		大 向 一 司 君
住民生活課長		中 奥 達 也 君
農林建設課長		杉 村 幸 久 君
教 育 次 長		高 倉 孝 一 君
水道事業所長		上 村 浩 之 君
兼水環境担当課長		

◎職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	大久保 勝 彦
事 務 局 長 補 佐	野辺地 利 之

◎開議の宣告（午前 10 時 00 分）

○議長（櫻庭豊太郎君） おはようございます。

ただ今の出席議員は、12 人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（櫻庭豊太郎君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎議会広報常任委員会の委員の選任について

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 1、「議会広報常任委員会の委員の選任について」を議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報常任委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 1 項の規定によって、議長において指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報常任委員会の委員は、議長において指名することに決定いたしました。

議会広報常任委員会の委員に、3 番、坂本豊彦君、7 番、保大木信子さん、9 番、渡 保男君、10 番、山下 勝君、11 番、桂川俊明君の 5 人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、議長において指名いたしました 5 人の議員を議会広報常任委員会の委員に選任することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報常任委員会の委員は、3 番、坂本豊彦君、7 番、保大木信子さん、9 番、渡 保男君、10 番、山下 勝君、11 番、桂川俊明君を選任することに決定いたしました。

委員会条例第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、正・副委員長互選のため、直ちに常任委員会室において議会広報常任委員会を招集いたします。

なお、委員長の互選に関する職務は、委員会条例第 8 条第 2 項の規定により、年長の委員が行うことになっておりますが、年長の委員は、渡 保男委員であることをご紹介申し上げます。

ここで、常任委員会の開催のため、暫時休憩いたします。

ここで、5分間休憩といたします。

休憩（午前10時02分）

再開（午前10時06分）

○議長（櫻庭豊太郎君） 会議を再開いたします。

休憩中に開催されました議会広報常任委員会における正副委員長の互選の結果を報告いたします。

委員長に桂川俊明君、副委員長に保大木信子君が互選されました。

以上、報告を終わります。

◎議案第10号の質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第2、議案第10号「第3次九戸村総合発展計画の策定に関し議決を求めることについて」を議題といたします。

なお、この議案につきましては、3月1日の本会議において説明が終わっておりますので、質疑から行います。

質疑ありませんか。11番、桂川俊明君

○11番（桂川俊明君） 第3次九戸村総合発展計画は向こう10年の計画であり、村の将来が掛かっているといっても過言ではないと、私は思っております。

令和3年度からのスタートに当たり、改めて村長の決意を伺いたいと思います。

○議長（櫻庭豊太郎君） 村長

○村長（晴山裕康君） 議員おっしゃるとおり、向こう10年間計画ということでございまして、大変重要な計画であると認識しております。なお、令和3年度、今、九戸村は全国の小規模自治体同様、急速な人口減少、少子高齢化というものに見舞われて危機的な状況、まさに非常事態に直面しているというふうに認識しております。

したがって、これまでの延長戦上には、解決策は見い出せないんじゃないかというふうにも考えているところでございます。そのような状況を踏まえまして、このたび、九戸村活性化プラン、ナインズプロジェクトを盛り込んだ第3次九戸村総合発展計画を策定しようとしたところでございます。

今回、作成した計画は、いわゆる絵に描いた餅ではなくて、まさに実行できる施策を盛り込んだものになったと自負しております。伊藤副村長が中心になって取りまとめましたが、私の公約でもあるナインズプロジェクトを実行可能なものを盛り込んだというふうに思っております。

昨年4月に村長に就任してから、来週末で11カ月になります。この間、現職、元職の与野党の国会議員をはじめ、県知事、県議会議員、現職元職の副知事の方々や県内外の各界のリーダーと懇談する機会、懇談といえますか、お話し合い

をする機会が何度かありましたが、共有できた認識としては、昨今の社会情勢の変化により、コロナウイルスもありますけれども、地方にとってはまさにフォローの風が吹いているのではないかと、追い風が吹いていますよということがまず共通認識として共有できたと思います。

そういう中で、数ある地方の中から選ばれる地方になるためには、いわゆるとんがった政策、つまりは他にはないよう先鋭的なといいますか、そういうふうなありきたりの政策ではないものが必要であるということもご意見をいただいております。さらには、その政策をまさにスピード感をもって実行していかなければ、あとからうまいことをやっても駄目だよということでございまして、非常に、そういう重要性を認識させられたところであります。

今朝の幹部職員会議でも言いましたけれども、私は常々職員に、「拙速は巧遅に勝るよ」ということを申し上げております。「完璧なものでもなくてもいいから、まず取り掛かって政策を進めて、その中でより良いものにしていけばいいんだ」ということを常々言っております。

いずれ、これまでうちの職員はいったん、棚上げをするというような習性がございます。なかなか政策実行までに時間がかかっています。今でもそういうところが見受けられます。それで、まさに工事等の繰り越しが当たり前のようなされているということは、異常事態だよというふうにも私は言っております。繰り越しはしないように組み立ててくださいということも言っておりますけれども、なかなか、いったん身に付いた習性というものには直るまで時間がかかるようがございます。

そういうことをごたごた言っても始まりませんが、先ほど申し上げましたとおり、実行可能で実効性のある政策であるナインズプロジェクトを盛り込んだ総合発展計画が完遂できるように粉骨砕身取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後ともご指導ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。総合発展計画策定の決意をさせていただきます。今後とも議会の皆さまからはいろいろとご提案をいただきながら、本当に良い村にしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号「第3次九戸村総合発展計画の策定に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号から議案第36号までの予算特別委員会委員長の報告

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第3、議案第27号「令和3年度九戸村一般会計予算」から日程第12、議案第36号「令和3年度九戸村水道事業会計予算」までの議案10件を一括して議題といたします。

ただ今、議題となりました各議案は、3月5日の会議において、予算特別委員会を設置し、付託したものであります。

審査が終わり、報告書が提出されております。

審査結果について、予算特別委員長の報告を求めます。

委員長、川戸茂男君の登壇を許します。

(予算特別委員会委員長 川戸茂男君登壇)

○予算特別委員会委員長(川戸茂男君) 予算特別委員会の審査結果について、ご報告申し上げます。

本委員会に付託されました事件は、議案第27号「令和3年度九戸村一般会計予算」から議案第36号「令和3年度九戸村水道事業会計予算」までの議案10件でありました。

慎重なる審査の結果、全議案について、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。

なお、議案第29号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」及び議案第32号「令和3年度九戸村索道事業特別会計予算」の2件につきましては、「原案のとおり可決すべきもの」と決定することに対し、各議案とも1人の委員から反対討論がありました。

起立による採決を行い、賛成者多数により「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

そのほかの8件の議案につきましては、委員全員の賛成により「原案のとおり可決すべきもの」と決定されました。

以上、委員長報告といたします。

○議長(櫻庭豊太郎君) 委員長の報告が終わりました。

委員長の報告に対する質疑は、省略いたします。

これから、日程第3、議案第27号「令和3年度九戸村一般会計予算」から日程第12、議案第36号「令和3年度九戸村水道事業会計予算」までの議案10件は、

順次、討論、採決いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

議案 10 件は、順次、討論、採決いたします。

◎議案第 27 号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 最初に、日程第 3、議案第 27 号「令和 3 年度九戸村一般会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号「令和 3 年度九戸村一般会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 28 号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第 4、議案第 28 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号「令和 3 年度九戸村国民健康保険特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 29 号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第 5、議案第 29 号「令和 3 年度九戸村後期高

齡者医療特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「議長、6番」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、久保えみ子君

○6番(久保えみ子君) 私は、議案第29号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の立場で討論します。

後期高齢者医療保険制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に囲い込んで負担増と差別を押し付ける悪法です。2008年の制度導入後、すでに4回にわたる保険料値上げが強行されました。際限のない保険料値上げと差別医療のこの制度が高齢者を苦しめています。医療費の重すぎる窓口負担に高齢者が悲鳴を上げています。ところが、70歳から74歳の窓口負担を2割に引き上げる改悪を2014年度から実行に移しました。さらに75歳以上への2割負担の導入など高齢者をねらい撃ちにした窓口負担増も計画されています。元の老人保健制度に戻し、保険料や窓口負担を軽減し、高齢者が安心して医療が受けられる体制にしていくべきです。今の後期高齢者医療制度のあり方が問題だと考えます。

このことから、九戸村後期高齢者医療特別会計予算について、反対します。

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第29号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者が起立をする)

○議長(櫻庭豊太郎君) ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第29号「令和3年度九戸村後期高齢者医療特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第6、議案第30号「令和3年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号「令和 3 年度九戸村農業集落排水事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 31 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 7、議案第 31 号「令和 3 年度九戸村下水道事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 31 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 31 号「令和 3 年度九戸村下水道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 32 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 8、議案第 32 号「令和 3 年度九戸村索道事業特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「議長、6 番」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） 私は、議案第 32 号「令和 3 年度九戸村索道事業特別会計予算」について、反対の立場で討論します。

索道事業は、一般会計から毎年多額の繰り入れをしています。このままの運営の仕方で良いとは思いません。村の財政規模を踏まえて、今のやり方でこの事業は本当にいいのか、あり方について抜本的な十分な検討を求めて反対討論といた

します。

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに、討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者が起立をする）

○議長（櫻庭豊太郎君） ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第 32 号「令和 3 年度九戸村索道事業特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 33 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 9、議案第 33 号「令和 3 年度戸田財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 33 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 33 号「令和 3 年度戸田財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 34 号の討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 次に、日程第 10、議案第 34 号「令和 3 年度伊保内財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 34 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号「令和3年度伊保内財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第11、議案第35号「令和3年度江刺家財産区特別会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号「令和3年度江刺家財産区特別会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 次に、日程第12、議案第36号「令和3年度九戸村水道事業会計予算」について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号「令和3年度九戸村水道事業会計予算」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第13、発議第2号「九戸村議会基本条例」を議題と

いたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、議会改革等に関する調査特別委員会委員長、桂川俊明君の登壇を許します。

特別委員会委員長、桂川俊明君

(特別委員会委員長 桂川俊明君登壇)

○特別委員会委員長(桂川俊明君) それでは、発議第2号について、提案説明をいたします。

発議第2号。令和3年3月12日。九戸村議会議長 櫻庭豊太郎様。提出者 議会改革等に関する調査特別委員会委員長 桂川俊明。

九戸村議会基本条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条並びに九戸村議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由でございます。

九戸村のさらなる発展と村民の福祉の向上に向け、本村議会が、その役割を適切に果たしていくことができるよう、議会の基本理念、議員の活動原則等を定め、あわせて議会と村民及び村長等の執行機関との関係を明らかにするとともに、村民とともに歩む開かれた議会の実現を目指し、議会基本条例を制定しようとするものであります。これが、この条例案を提出する理由であります。

はじめに、この条例案の策定経過を説明させていただきます。

議会基本条例制定の検討は、昨年、令和2年第2回村議会定例会におきまして、議会改革について調査・検討を実施することを目的として、「議会改革等に関する調査特別委員会」が設置され、調査を行ってまいりました。

特別委員会での議論では、議会基本条例を制定すること自体が目的であってはならず、実際に実施できる生きた条例を制定することが大切であり、また重要であるとの認識に立ち、条例で規定される内容を実践することが優先されるべきとの方向性に基づき、条文の組み立てを行ったものであります。

次に、提出いたしました条例案の概要を説明させていただきます。

条例は、前文(まえぶん)と、6章からなる本文19条及び附則で構成されております。

前文(まえぶん)は、本条例の制定の背景と村民とともに歩む開かれた議会の実現に向け、議会として取り組む決意をうたっております。

本文の主な概要を申し上げますと、第1章の総則では、本条例の制定目的と基本理念、この条例の最高規範性を規定しております。

次に、第2章の議会及び議員の活動原則では、議会の公正性と透明性及び信頼性の確保と、村民に開かれた議会、村民参加を積極的に推進する議会を目指して

活動することを規定しております。

次に、第3章の村民と議会の関係では、村民に対して説明責任を果たすため、審議の過程や議決結果など議会の活動に関する情報を積極的に公開すること。村民との意見交換会や住民の多様な意見を聴く広聴活動の取り組みなどを規定しております。

次に、第4章の村長等と議会との関係では、二元代表制における村長等との関係について明記するとともに、村長等に対し、審査・審議に必要な資料の提出の要求ができること。法令等に定めがある場合を除き、村長等の附属機関の委員には、議員の参加を見合わせる。大規模な災害等が発生したときは、村が災害の対応に専念し、応急活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、議会として必要な協力と支援に努めることなどを規定しております。

次に、第5章の議会の機能強化では、議会は議会活性化に積極的に取り組むこと。議決事件の追加、拡大に積極的に努めること。議員研修の充実などを規定しております。

次に、第6章の理念の共有と見直し手続きでは、議会の運営が基本条例の趣旨に即しているか不断に検証することと、社会情勢の変化等に応じた条例の見直しなどを規定しております。

附則でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものです。

2項として、経過措置を設けております。この条例施行の際、現に村長等の附属機関の委員に就任している議員は、第10条の規定に関わらず、その附属機関の委員の任期満了又は中途退任まで在任するものといたします。

最後に、私たち議員は、これまで以上に選挙によって選ばれた村民の代表者であるという基本理念を自覚しながら、この条例の前文（まえぶん）にうたっているように、村民とともに歩む開かれた議会を目指し、村民の意思が本当に議会に反映されているのかを常に考え、合議体である議会の議員一同がこの条例を遵守し、そして、力を結集し議会活動に取り組むことが、必ずや村政の発展に繋がるものと確信するものであります。

議員各位におかれましては、提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく、お願いいたします

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「九戸村議会基本条例」は、原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程・説明・討論・採決

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第14、発議第3号「九戸村議会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出者、議会運営委員会委員長、大崎優一君の登壇を許します。

議会運営委員会委員長、大崎優一君

(議会運営委員会委員長 大崎優一君登壇)

○議会運営委員会委員長(大崎優一君) それでは、発議第3号について、提案説明をいたします。

発議第3号。令和3年3月12日。九戸村議会議長 櫻庭豊太郎様。提出者 九戸村議会運営委員会委員長 大崎優一。

九戸村議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条並びに九戸村議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提案理由でございます。

議員活動と家庭生活との両立と、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産・育児・介護など、議員としての活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児・介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については、母性保護の観点から出産に係る産前、産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めようとするものであります。これが、この規則を改正しようとする理由でございます。

めくっていただきまして、九戸村議会会議規則の一部改正新旧対照表をご覧ください。

現行、第2条中「事故」を改正後、「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配

偶者の出産補助その他やむを得ない事由」に改めるものでございます。

また、第2条第2項として、「前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」を新たに加えるものでございます。

第89条においては、文言の整備と押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改めるものでございます。

附則として、この規則は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

ご審議の上、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 提案理由の説明が終わりました。

本案は、質疑を省略して、直ちに討論を行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略して討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の議案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号「九戸村議会会議規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり可決されました。

◎議会改革等に関する調査特別委員会報告書の上程・質疑・討論・採決

○議長（櫻庭豊太郎君） 日程第15、「議会改革等に関する調査特別委員会報告書」について、議題といたします。

ただ今議題となりました本件は、令和2年6月19日の第2回議会定例会本会議において、議会改革等に関する調査特別委員会を設置し、調査を付託したものであります。

調査が終わり、報告書が提出されております

本件について、議会改革等に関する特別委員会委員長の報告を求めます。

委員長、桂川俊明君の登壇を許します。

(特別委員会委員長 桂川俊明君登壇)

○特別委員会委員長(桂川俊明君) 議会改革等に関する調査特別委員会の調査結果をご報告申し上げます。

本委員会は、令和2年6月19日の第2回村議会定例会本会議において設置され、本年2月17日まで調査を行い、その調査を終了しましたので、報告いたします。

この間、13回の特別委員会と、1回の「議会改革等に関する研修会」を開催し、慎重に調査を行ってまいりました。調査期間中は、コロナ禍にあって、先進的な議会改革に取り組まれている町村議会等の視察研修は実施できず、限られた条件のもとでの調査となりましたが、委員会としてはできる限りの調査を実施したところであります。

それでは、本委員会に付託されました事件は、5項目でありました。調査事件の項目ごとに調査結果を報告いたします。

1として、「議会基本条例(仮称)について」は、条例を策定し制定すべきとの結論に達しました。

先ほど、発議第2号におきましては、議員各位のご賛同を賜りまして、可決していただいたものであります。

委員会報告書では、4ページから10ページまで、議会基本条例の策定の検討経過を記載しております。お目通し願いたいと思います。

2点目として、「災害発生時における議会・議員の活動計画について」は、九戸村議会業務継続計画(議会BCP)を策定し、計画に基づき活動すべきとの結論に達しました。

九戸村議会業務継続計画は、大規模災害時などの非常時においても、二元代表制の趣旨に基づき、議事・議決機関であり、住民代表機関としての議会が迅速な意思決定と、多様な村民の要望・意見の反映に資するという議会の機能維持を図るため、議会として必要となる組織体制や議員の活動基準などを定めるものであります。

なお、本計画は、令和2年12月7日開催の議会議員全員協議会で承認され、同日施行されております。

委員会報告書では、11ページに記載しております。また、本委員会報告書とは別冊で九戸村議会業務継続計画を添付しております。

3点目として、「議員定数のあり方について」は、議会の議員定数は、当面は現在の12人を維持することが適当であるとの結論に達しました。

委員会では、議会活動に住民参加の機会を豊富にするとともに、それを踏まえて首長等と政策競争をすることが必要であり、それには議員間討議が必要不可欠であることから、議会で十分に討議ができる人数を維持することが必要との認識で一致したところであります。

また、委員会では、現在の人口減少による影響も検討すべきとの意見もあり、これに関しては、本村の人口が 4,000 人を下回った時点で、再検討する必要があるとの意見もありましたことを、付記しております。

委員会報告書では、11 ページから 12 ページに記載をしております。

4 点目として、「議員報酬のあり方について」は、議員報酬を増額することが適当であるとの結論に達しました。

議員の「なり手不足」が全国的な課題となっている中で、特に若い世代の勤労世帯が議員になりにくいのは、報酬が低いことも一つの要因と考えられます。また、本村のように少子高齢化、人口減少が進む地域では、住民自治を進める立場から子育て世代など、中堅層が議会活動に参加する環境整備を図ることも必要であり、この点からも議員報酬を増額することが適当であるとの結論に達したものであります。

委員会報告書では、12 ページから 14 ページに記載しております。

最後に、5 点目として、「その他議会改革等に関する事項」については、村当局にお願いする事項となりますが、議案書の事前配布をしていただきたいことです。これは、議案調査の精度を高めるとともに、議会運営を効率的に進める上でも必要であり、早期の実施に向けて努力していただきますようお願いいたします。

以上、調査の概要を申し上げます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（櫻庭豊太郎君） 委員長の報告が終わりました。

これから、委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。6 番、久保えみ子君

○6 番（久保えみ子君） 調査事件並びに検討結果の 4 番のところですが、議員報酬のあり方について、議員報酬を増額することが適当であるとの結論に達したということですが、今の額を維持するというような意見はなかったのでしょうか。一つだけお願いします。

○議長（櫻庭豊太郎君） 委員長、桂川俊明君

○特別委員会委員長（桂川俊明君） 委員会では、特に維持より報酬を上げるべきだという意見がありました。

○議長（櫻庭豊太郎君） ほかに、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○議長（櫻庭豊太郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議会改革等に関する調査特別委員会報告書を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり、これを承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、「議会改革等に関する調査特別委員会報告書」は、承認することに決定いたしました。

これをもちまして、議会改革等に関する調査は、終了といたします。

◎総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 16、「総務教育常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

総務教育常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました村内外の教育施設等の視察調査並びに総務教育常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○議長(櫻庭豊太郎君) 日程第 17、「産業民生常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

産業民生常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました村内外の産業公共施設や保育施設等の視察調査並びに産業民生常任委員会の所管事務について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 18、「議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について」を議題といたします。

議会広報常任委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました議会広報紙の発行及び公聴に関する事務並びに所管事務調査について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 19、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について」を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

- 議長（櫻庭豊太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会閉会中における議員派遣の件について

- 議長（櫻庭豊太郎君） 日程第 20、「議会閉会中における議員派遣の件について」を議題といたします。

令和 3 年度の議会閉会中において、本村の重要懸案事項の促進・要望及び所管分野の調査・視察等のため、県内外の関係機関等には、会議規則第 120 条により議員を派遣するものとし、派遣するにあたっては、お手元に配布してあります「議員派遣の件」のとおりとし、派遣議員はその都度、議長が指名することにしたと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長(櫻庭豊太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、議会閉会中において、本村の重要懸案事項の促進・要望及び所管分野の調査・視察等のため、県内外の関係機関等には、会議規則第 120 条により議員を派遣するものとし、派遣するに当たっては「議員派遣の件」のとおりとし、派遣議員はその都度、議長が指名することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(櫻庭豊太郎君) 以上をもちまして、令和3年第1回九戸村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会(午前11時02分)